

## 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）及び社団法人岡山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合における、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬及び処分に関し、甲が、乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から、次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理」という。）について、協力の要請があった場合に、乙に対し災害廃棄物処理の協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前三号に伴い必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 甲が乙に要請を行う内容
- (3) その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化のため、分別に配慮すること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理に円滑な協力が得られるよう、県内の被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害廃棄物処理が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 乙が実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施した災害廃棄物処理に要した費用の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と被災市町村が協議の上、決定するものとする。

(事故の補償)

第7条 乙が第2条第1項の要請により実施した災害廃棄物処理により発生した事故の補償については、乙と被災市町村で協議するものとする。

(連絡の窓口)

第8条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、甲においては岡山県生活環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人岡山県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成17年7月8日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号  
岡 山 県

岡山県知事

石井 正 弘

乙 岡山県岡山市内山下二丁目3番10号 アマノビル4階  
社団法人岡山県産業廃棄物協会

会 長

藏 本 忠 男